

松垣 裕著

## 『イギリス封建国家の確立』

富澤 靈 岸

著者の緻密な研究には日頃尊敬の念を禁じえない筆者には、待望された大著が公刊された。まずもって著者に対し心からお喜び申上げたい。通読してみてもこの大著の重厚さにまず驚ろかさされるのは筆者だけではあるまい。その重厚さは、著者の今日までの並み並みならぬ研鑽から来るものであることはいうを俟たない。その論旨は緻密を極めており、著者のゆき届いた人柄が行間に出ている。論著とはかくあるべきものであるという好個のサンプルを示された思いである。日頃軽卒な論文を物している筆者には正に座右の書とすべきものである。著者の永年の御研究の成果について、筆者は到底それを紹介するだけの能力を持ち合せないが、あえて紹介の筆をとったのは、これまで筆者が著者からうけた学恩の何分の一かにも報い、また今後倍旧の御指導を仰ぎたい気持ちからに他ならない。

まず序文において著者は、イギリス封建国家の確立とかかげた主題に関して、権力構造のメカニズムからとらえんとする基本的な取組み方を示される。とくに権力を裁判権として具体的に把握し、領主裁判権と国王裁判権の対抗という、封建権力の二重構造の問題をとりあげ、そこに封建国家の成立過程をみようとする。封建制の定義論争、導入論と連続論という学説史的対立をふまえ

ながら、イギリス・コモンローの形成という方向で処理してゆかれようとする。しかし著者のいわれるイギリス・コモンローとはどういうものか。封建国家の成立過程と関連させて扱えられる場合、あえていえば封建的慣習法の総体ということは許されないであろうか。筆者にはまずその点を著者に質問したく思われた。

第一章「アングロ・サクソン期における領主裁判権と国王裁判権」においては、著者がこの大著において目指そうとする領主裁判権と国王裁判権の対抗関係が説明される。その場合、領主裁判権をフランスのシャテルニー論を参考して軍事的、政治的一円支配権と規定されつつも（一八頁）、集権的な特性をもつイギリスの二重権力構造の理解には適合的でないとして、イギリスにおける領主裁判権の発生と、その機能の変化を問題としてゆかれる。

まず第一節「イネ王の法と領主裁判権」において、イネ時代からイェンニス層ら領主の私的裁判権が、血族制に根ざす家長的保護権に起源するものとして存在し得たと考え（三三―四頁）、領主は、家長に似て、領民の犯罪事件に関する賠償金 *wite* を支払う義務を負ったが、その代りに犯罪を犯した領民に対して裁判権を行使したものであるとされる。ところで著者は、領主裁判権は本来、家長的保護権に根ざす自生的な起源をもつものであるが、しかし同時に、王権との対抗関係の中に投入されてゆくものであると考えられるが、その場合、王権は何に起源するものであろうかという疑問が湧いてくるのを禁じ得なかったが、実はこの疑問は以下の諸章を通じて筆者につきまとう疑問となった。

つぎに第二節「土地権利文書のイミニティ条項と領主裁判権」において、八・九世紀以降多くなる土地権利文書を利して領

主裁判権が成長してくることが説明される。とくに家父長の保護権の遺制とみられる領主の賠償金 *amercement* 支払い義務規定が消滅したことを重視し、八・九世紀になると、領主は *amercement* 支払いによって領民裁判権を行使し、罰金を取得するという権利を取得するようになったこと、つまり領主の義務規定が権利規定に転化したという事態の中に、領主裁判権が次第に成長してゆく過程がみられる(四九頁)とされるのである。しかし著者は、領主裁判権の行使は、主権から隔絶されたイムニティとしてではなく、むしろ国王から授権されるものという形式をとったこと(四九頁)に注目し、イングランドの集権的構造に注意を喚起される。そして第三節「サク・アンド・ソク理念の成立」において、クヌート王時代を中心に考察を進められるが、サク・アンド・ソクの成立に関する緻密な学説史を追いながら、領主裁判権の発展を国王権との関連において考察してゆこうとする著者の立場を一層明確にしてゆかれる。すなわち、クヌート王時代には、国王管轄事件の保留にみられるように国王裁判権の発展があったけれども、領主裁判権の方も体系的な発展をとげていったということが強調されている。筆者には、著者の結論について何も加えるべきものはないが、ただ、さきにあげた王権の起源如何という疑問が念頭から離れない問題として残った。

第二章「ハンドレドの成立」においては、国家地方行政の単位組織としてのハンドレドが王権の集権的統治への志向を示すものであるという視角から論じられる。

第一節においては、ハンドレドの自治警察的機能、司法的機能、財政的機能、軍事的機能が説明され、地方行政の単位組織として

重要な機能をもっていたことが強調されているが、第二節においては、ハンドレドの成立過程が論ぜられ、王領地を中心とした、かなり大規模な行政区が人為的に設定されていたことを指摘して、それがハンドレドの先行形態として注目されるとされる。しかし、ハンドレドの成立は決してこのように単純に、国王の集権体制志向を象徴するものではなかった。著者は、第三節において、ハンドレドの二つの類型を論じ、ハンドレドが成立してくるのとはほぼ同時に、ハンドレドの私領化が進行していた事実注目される(九五頁)。ジョリフは、こうしたハンドレドの私領化を、国王からハンドレド支配権を特権として与えられた *franchisal* なのが *feudal* な権限に転化したと理解して、それを *feudalism* とよんでいるが、しかし著者は、こうしたジョリフの解釈を批判し、王権に基づく *franchisal* なものと、封建領主権に固有な *feudal* なものとは、本来、対抗すべき二つの原理であるとされる。

著者のジョリフ批判には、さきにもふれたが、封建領主権を血族制に根ざす家父長的保護権に起源する固有の権限とする(三三―四頁)著者の封建領主権解釈の基本姿勢がうかがわれるし、また、封建領主権と国王権との対抗関係として書き下されたこの大著の基本的意図を明確に打出している。筆者は、こうした著者の基本的見解に対し若干の疑義をもつものであるが、それは後段に述べることとして、著者の所論を追わねばならない。

すなわち著者は、主題のハンドレドの私領化について、第一章に得た結論と並行させて、ハンドレドを私領化した封建領主(権)も、一〇世紀を転機として、漠然たる管轄権から明確な封建的特権に転化してゆくという見通しを立てながら(二〇八頁)、ハン

ドレドの私領化の契機は、国王による特権授与の中に見出されるものであり、また、ハンドレドの私領化はハンドレドの成立期と一致、並行しているものであるという点を指摘して（一〇八頁）、ハンドレドの私領化は、決して王権の弱小化を意味するものではないことを強調される。すなわち、ハンドレドの二つの類型は、一〇世紀における国王の集権的国家統治体制の、いわば二つの型であったという、アングロ・サクソン国制史理解にきわめて重要な結論を与えられる（一〇九頁）のである。

第三章においては、アングロ・サクソン時代一〇世紀に発展した国王令状 *Writ* がとりあげられるが、この辺りから著者はようやく征服後におけるイギリス封建国家の確立を見通され、イギリス封建制を、騎士役による土地保有の成立という局面に限定せず、レーン制を国家的権力秩序に再編してゆこうとする王権の発展という局面を加え、具体的にはケーネヘムを利用してコモロー体系の確立という線でもとめてゆくという、きわめて大きな論旨を設定されてゆく。そこには、征服以後における国王裁判権による領主裁判権の包摂、その一体化と進展（一一五頁）、さらにはイギリス封建制をイギリス封建国家として把えてゆく著者の基本的見解（一一六頁）が再び強調されている。

まず第一節において令状の起源が説かれ、バラクラフ *Barclaf* *toth* にしたがってほぼ一〇世紀末と考え、第二節において令状が成立した系譜を説かれるが、フランクの影響もさることながら、アングロ・サクソン国制史が自ら生み出したという要素も強調すべきであるとされる。筆者は、第二節の題名「令状成立の時代的背景」は、第二節の所論をあらわすには不適當で、むしろ

「令状成立の系譜」とされた方がよかったかと感じたが、勝手な感想を許して頂きたい。第三節においては令状の機能が説かれるが、行政、司法各般に亘る誠に雑多な権能を有していたことがその特徴であるとし、第一章、第三節で論じられたサク・アンド・ソクの授権に象徴される領主裁判権の発展との関係がきわめて深く、それ自体、国王裁判権の発展の反映であるという、興味深い逆説的解釈をとられる（一三九頁）。そして *Shire* などの定式化などを考え合せて、一〇世紀末からクヌート王時代に、サクソン集権王政を進めてゆく不可欠の手段として成立、発展してくると説かれる。第三章の結論とともにアングロ・サクソン国制史理解に有効な結論であるというべきである。

第四章では陪審制の問題がとりあつかわれる。第一節においてハーナード *Hurnard* を中心としたアングロ・サクソン起源説を検討され、一一六四年以前に陪審制が存在したことは疑えないとしても、ただちにアングロ・サクソン起源説をとることは難点が多いと結論し（一七〇頁）、第二節において、ケーネヘムに拠りつつ、カロリング起源の事実審理と、アングロ・サクソン以来の一団の宣誓せる近隣者による認定証言との両者が、ヘンリー二世時代の *assizes* に結晶してゆくものという基本的理解を示される。筆者は、その間のハーナード説を著者にしたがって読んだ限りにおいて、かなり積極的にアングロ・サクソン起源説を肯定して（二〇四頁）、アングロ・サクソン隣人共同体の関与を重視している（二〇〇頁、註①）感を得た。著者は、ヘンリー二世以前のアングロ・ノルマン期の論証を高く評価されているが、アングロ・ノルマン期の豊富な論証がそのままフランク起源説の重視につな

ると理解すべきなのであろうか。筆者はアングロ・サクソン連続説に関心を懐く偏見をもつ者であることは自戒しているが、それにしてもケーネ・ヘムがかなりアングロ・サクソン起源説を重視していることを著者より読みとったが、その辺の著者のケーネ・ヘム理解、とくにケーネ・ヘムのアングロ・サクソン起源説批判、ケーネ・ヘムのハーナード批判というものをもう少し強調して頂ければ、第一節「アングロ・サクソン起源説」と第二節「二重起源説」との関連、著者のケーネ・ヘム評価などが、さらに一層明確になったのではないかと印象を深くした。まことに望蜀の望みを托して甚だ筆者としては不本意であるが、著者が述べられた通り、例の封建制導入論、断絶論と、封建制連続論という熱っぽい論争に新しい局面を加えるもの（二〇四頁）であり、従来少なくともわが国では等閑視されてきた局面を発掘された研究であり、貴重な成果であるといわねばならない。

第五章から論点が明確にノルマン征服後に移るが、征服後の諸王がシェリフの封建化にどう対抗してゆくかという事情を、地方司法官制、巡察制を中心に考察される。第一節においては地方司法官制がとりあげられ、アングロ・ノルマン期の地方司法組織を詳細に検討し、アングロ・ノルマン期においてはシェリフ、中央特派司法官、それに問題の地方司法官という三者が相並んで存在していたが（二二四頁）、この三者はその機能において未分化の状態であり、また、兼携しているものが多かったこと（二三一一頁）を強調される。しかし地方司法官には在地性が強く、地方司法官制がそのまま大巡察制に移行したとは到底理解出来ない（二三五頁）とされる。それでは大巡察制の系譜はどうかという

問題が第二節にとりあげられる。著者はまず特派巡察制と、大規模な一定期間巡回する大巡察制とを区別し、前者は特定の訴訟に限定されていたが、後者はすべての訴訟を聴聞する所にその特徴があったことに注目し（二四〇頁）、巡察制より大巡察制への転化の時点は一一二四年ごろと考え、それ以前は制度的にも機能的にも流動的なものであったが、その中から特派判事から巡回判事への線が明確に出てくる（二五〇頁）。そして一一六六―一八八年には地方司法官制が廃止され、大巡察制が制度として確立するという見通しを与え、ヘンリー二世時代に中央集権の線が明確に出て来たこととされる。ここでは、地方司法官制の在地性如何が問題となるが、アングロ・ノルマン期になお地方司法官、中央特派判事の制度が流動的、未分化なものであっただけに、また史料的にも甚だ制約が多いために甚だ困難な問題であろうが、国王特派判事が地方司法官を抑えるために任命、派遣されたことを示すような史料が期待されるが、著者は、大巡察制の成立を通じて国王の集権的統治体系の確立を論じられる。

著者は、イギリス封建制を封建国家の確立、レーン制の国家権力の秩序への編成ととらえられ、国王権と封建領主権との対抗関係、力関係の究明を強調されてきたが、第六章「コモンロー体系の成立と国王令状」の第一節においても、二六二頁以下においてその点を力説される。さきにも述べた通り、著者が、封建領主権、その領民支配の根柢を血族制に根ざす家長権にもとづけられる（二七三頁）点は十分に理解出来るが、それがやがて王権との対抗関係に入るとされる（二七三―四頁）点が、筆者には実は本著全篇を通じての疑問として残された。とくに筆者は、著者の封建

領主権の発展に関する賠償金 *angid* 支払い規定の性格変化論、領主の義務規定より権利規定への変化論(四九頁)を高く評価したいが、著者は、*angid* 支払い規定の性格変化について、二七四頁において、逆に国王権の発展として理解されているのは、*angid* 支払い規定の性格変化に象徴される領主権の発展が、国王権の発展を逆説的によび起したものであると説明されようとしているのかどうか。もしそうとすれば、国王権と封建領主権との対抗関係は、単なる対抗関係でなく、いわばなれ合い的な、ある前提を認め合った対抗関係でなければならなくなる。卑見を述べて心苦しいが、その前提、つまり両者の対抗関係を対抗関係として成立せしめる土俵は、王国の慣行、いわば *folk law* であり、国王権はそうした *folk law* を管轄する立場にあるもの、また封建領主権はそうした国王権を代行する立場にあるものであり、そうした共通の土俵の上に立つてはじめて、国王権と封建領主権との対抗関係が対抗関係として成り立つのではないかとも考えさせられた。二七五頁において、王国の平和を侵犯する刑事事件の断罪に関する限り王権の至上性というアングロ・サクソン以来の原則が継承されているが、「レーン制から派生する授封者に固有の封建的裁判権は、王権との間に、刑事訴訟の場合とは異質の対抗関係を創出する」、あるいは「レーン制の系列における封建的裁判権と国王裁判権との対抗的」二元の関係は、征服とともに大陸から導入され、アングロ・ノルマン期を通じて何らの原理的調整をうけることなく温存されてきた」と論ぜられる意図は、筆者には理解し難いものがあった。

ところで、ヘンリー二世時代、両者の対抗関係が、コモンロー

体系の成立を介して接合、整序されてくる(二七七頁)。コモンロー体系の成立を、王権原理と封建原理との一体化、王権の至上性の確立としてみてゆかれる辺りは、本書の論点の要となるところであるといえるが、コモンロー体系の成立は、王権原理と封建原理との一体化、両原理の調和であり、コモンロー体系は、その両原理を拘束するものとして成立したと考えることは許されないであろうか。

第二節においては、アングロ・ノルマン時代における国王令状を、ケーネヘムに従ってその機能別に、シェリフ宛て令状、権利令状、ブラエキベ令状の三つに分類される。著者のきわめて緻密な分析が展開されている。その中で著者がもっとも重視されるのは、封建法廷に対して裁判命令が出されて、それがおこなわれぬ時には国王法廷に移送させることを命じたブラエキベ令状である。ブラエキベ令状は、権利令状から派生してきたものであるが、国王法廷への移送を含むものであり、国王裁判権の優越を示す(三二九頁)ものとして重視されている。

しかしアングロ・ノルマン期の実務的所産である多種多様な令状を分類することだけに終ってはならない。それらの令状を基底において動かす法原理それ自体の発展を、著者は第三節において説明される。著者は、再び、封建国家においては王権原理がレーン制の中に貫徹されるべきもの(三二二頁)という視点に立って、権利令状の訴訟開始令状としての機能と、ブラエキベ令状の国王法廷への移送、召喚という機能を強調し、理論的には国王の専制も可能となりうる政治手段であることを認められるが、しかし著者は、實際運用面では、王と貴族との力関係で左右されるもので

あるという点を強調される(三三四頁)。とくに令状は、ヘンリー二世の一片の立法によって成立してくるものではなく、王国の慣習の発展に従って発展してきたものであり(三三六頁)、国王が不適法な訴えから被告を保護し、また原告の出訴権をも保護して、広く訴訟に関する一般的保護を目指したところに王権の至上性の確立が窺える(三三七頁)、王権原理の至上性は原理的に確立されるものであるよりもむしろ、事実として(コモンロー体系の中で)確立されてくるものである(三五〇頁)という所論はきわめて貴重である。しかし、そうした国王の訴訟に関する一般的保護は、著者も示される如く、アングロ・サクソン時代、エゼルレッド二世時代にもその例がみられる(三四四―四五頁)が、著者があえてアングロ・ノルマン時代の集権原理、王権原理を強調されるのは、征服後導入された封建原理の定着が契機となった(三五九頁)ためであろうか。筆者には、著者が、アングロ・ノ

ルマン以前のアングロ・サクソン時代における王権原理と封建原理との對抗関係をどう評価されるか、さきに述べた王権原理と封建原理との對抗関係そのものに関する疑問とともに、今後、著者の御教示を得て検討してゆかねばならない重要なテーマであると思われた。

著者の多年に亘る研究の結晶を豊かにもられた本書を、限られた紙幅で紹介することは筆者の到底なしうる所ではない。筆者のつたない紹介が本書の真価を損ないはしなかったかと怖れている。文中安易な感想や疑問をさしはさんだが、著者の御労作に対して失礼な感想となり、また的外れな疑問となったことを怖れている。著者の御寛容と旧に倍する御教導を賜りたいと念願している。

(A5判 三六四頁 昭和四七年九月 山川出版社刊 定価三五〇〇円)

(大阪権蔵女子大学教授)